SANDEN HOLDINGS CORPORATION

# 最終更新日:2019年6月27日 サンデンホールディングス株式会社

代表取締役 社長執行役員 西勝也

問合せ先:総務法務本部 (03) 5209-3296

証券コード:6444

https://www.sanden.co.jp/

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1.基本的な考え方

当社グループにおいては、1943年の創立以来、創業の精神である「知を以て開き和を以て豊に」が、企業文化として脈々と受け継がれています。また、2003年に制定した「国際社会の中で共感する普遍の価値観」及び「ステークホルダーに対する基本姿勢」で構成される「企業理念」は、当社グループ全体に浸透されており、この「企業理念」のもと、経営の公正性、透明性、効率性等の経営品質を向上させるという観点からコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりました。

当社グループは"目指すべき姿"である「環境と快適が調和する豊かな社会の実現のために、時代を切り拓き続け、全ての人々から信頼される企業になる」を掲げ、この実現を目指し、中期経営計画を着実にやり遂げ、新たな企業価値を創造してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

## 【原則1-4 政策保有株式】

#### 1.政策保有に関する方針

中長期、グローバルの視点で、取引関係や経済合理性等を総合的に勘案し、取引の維持・拡大が当社グループの持続的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該企業の株式を保有します。したがって、当方針に合致しない政策保有株式につきましては、適宜、縮減してまいります。具体的な判断プロセスとして、主要な政策保有株式について毎年、取締役会で、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有の狙い及び合理性を確認します。さらに、保有の合理性の判断には資本コストなどを基準に用い、保有リスクも踏まえたリターンとの検証を行います。

#### 2.政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式の議決権行使につきましては、株主として全ての議案に権利行使します。また、賛否の判断にあたっては、中長期視点での企業 価値向上や株主利益の維持・向上に資するかを議案ごとに検討のうえ、賛否を適切に判断します。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則に基づき、会社法第356条第1項に定める競業及び利益相反取引を行おうとするときは、取締役会に報告し、審議・決議を要することとしています。また、関連当事者との取引を把握するために、役員等に対して毎年関連当事者取引に関する調査を実施し、取引の合理性や手続きの適正性を検証する監視を行っています。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、2014年より100%確定拠出型の年金制度へ移行しており、企業年金の対象となる従業員については個人での運用を行っています。

但し、企業年金制度変更前に退職した従業員に対する年金支給部分については、退職給付信託にて運用及び支給を行っています。

運用方法については、人事、総務、財務、経理等の各分野の業務に関わる者から選出された会社側委員と労働組合より選出された委員で構成する退職金委員会にて、年1回、運用実績及び信託残高を確認のうえ、運用利回り目標と目標達成のための基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を運用ガイドラインとして決定し、このガイドラインに沿った運用を委託しています。

また、運用状況については、企業年金連合会から企業年金管理士認定を受けた担当者を配置し、3ヶ月毎に運用状況のモニタリングを行い、乖離許容幅の上限・下限に抵触した場合または抵触する可能性が高いと考えられる場合は、臨時で退職金委員会を開催し、運用ガイドラインの見直しを行うこととしています。

## 【原則3-1 情報開示の充実】

)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や中期経営計画等については、当社ホームページや有価証券報告書等にて公表しています。

https://www.sanden.co.jp/company/soul.html

https://www.sanden.co.jp/ir/management/basic.html

## () 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループにおいては、1943年の創立以来、創業の精神である「知を以て開き和を以て豊に」が、企業文化として脈々と受け継がれています。また、2003年に制定した「国際社会の中で共感する普遍の価値観」及び「ステークホルダーに対する基本姿勢」で構成される「企業理念」は、当社グループ全体に浸透されており、この「企業理念」のもと、経営の公正性、透明性、効率性等の経営品質を向上させるという観点からコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいりました。

当社グループは"目指すべき姿"である「環境と快適が調和する豊かな社会の実現のために、時代を切り拓き続け、全ての人々から信頼される企業になる」を掲げ、この実現を目指し、中期経営計画を着実にやり遂げ、新たな企業価値を創造してまいります。

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役・監査役会、会計監査人を設置しています。また、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、経営の透明性、客観性の確保を図るとともに、取締役会を構成する取締役の人数は9名(うち社外取締役3名)、監査役の人数は4名(うち社外監査役3名)として、経営監視機能の強化を図ってまいりました。また、経営監視機能の一層の強化に資するため、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することを基本としております。

一方で、取締役の任期を1年とすることにより、経営の透明性を確保し環境変化に迅速に対応できる体制とするとともに、執行役員制度の導入により、業務執行機能の強化及び経営の効率化を図ることで、全体としてのガバナンスの強化に努めております。

## )取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮するとともに、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確

保する観点から、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しており、その内容は以下の通りです。

#### (1)報酬決定の方針

取締役の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬(固定)、b.短期業績連動報酬(賞与)c.業績連動型株式報酬で構成しています。

a.取締役の基本報酬(固定)については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果なども参考に、役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。

b.取締役の短期業績連動報酬(賞与)については、連結業績に応じて決定します。

c.取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託(役員報酬BIP信託)の仕組みを用い、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて交付を行います。

#### (2)報酬決定の手続

取締役の報酬の決定にあたっては、指名・報酬委員会において審議し、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。 取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内とします。

#### (一)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、その提言に基づき、取締役会において、指名に関する方針及び手続を審議し決定しています。

経営陣幹部の選解任、取締役候補の指名においては、企業活動のグローバル化等を踏まえた人材の多様性と、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮し、社外取締役候補については、これに加えて当社からの実質的な独立性が確保されているとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えている人材を指名することとしています。監査役候補については、客観性、中立性の観点から実効的な監査を行うために必要な資質を備えている人材を指名することとしています。取締役候補の選定にあたっては、指名・報酬委員会で審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。監査役候補者の選定にあたっては、監査役会の同意を経たうえで、取締役会にて審議し決定しています。

(v)取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明 取締役候補者及び監査役候補者について、株主総会参考書類において経歴その他の事項を開示し、これと合わせてそれぞれの推薦の理由を 開示しています。

#### [取締役候補者及び監査役候補者推薦理由]

取締役候補者指名理由:第92期定時株主総会招集ご通知を参照

https://www.sanden.co.jp/ir/document/pdf/report/jigyo92.pdf

監査役候補者指名理由:第90期及び第91期定時株主総会招集ご通知を参照

https://www.sanden.co.jp/ir/document/pdf/report/jigyo91.pdf

https://www.sanden.co.jp/ir/document/pdf/report/jigyo90.pdf

## 【補充原則4-1-1】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議及び執行役員制度を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。取締役会は、法定事項のほか、重要な規則の制定改廃、中期経営計画、重要な新規事業計画、他社との業務提携・技術提携等、経営に関する重要事項を意思決定するとともに、業務執行を監督する機関として位置づけ、取締役会規則にその内容を明確に定めております。経営陣は、取締役会で決定された経営計画等に基づき、各事業分野における施策の決定や業務遂行を行っています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当社の経営に対する適切な監督を行うことを可能とするため、客観性、中立性の観点から、本人及びその出身会社等との人的関係、資本的関係、取引関係その他の関係を考慮し、当社からの実質的な独立性が確保されるよう独自の独立性基準を策定し公表しています。また、独立社外取締役の候補者の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社の社外役員独立性基準を満たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えた人材を選定することとしています。

社外役員独立性基準: https://www.sanden.co.jp/company/pdf/dokuritsu\_20180621.pdf

#### 【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、業務執行機能の強化及び経営の効率化を図り、純粋持株会社として当社グループの企業価値向上のための役割と責任を適切に果たすために適切な規模とするものとし、監督機能の強化およびガバナンスの客観性・独立性の確保のため、現在3分の1が社外取締役により構成されています。

取締役候補については、企業活動のグローバル化等を踏まえた人材の多様性と、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮して指名するものとし、社外取締役候補については、これに加えて当社からの実質的な独立性が確保されているとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えている人材を指名することとしています。取締役候補を指名する上での個々の選任にあたっては、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会で審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。

#### 【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役の責務が十分果たされるよう、重要な兼職状況について、社外取締役及び社外監査役に対しては、独立性・中立性に問題ないことを定期的に確認しています。

社内役員は、上場会社の役員を兼任していません。社外役員のうち2名が上場会社の役員(社外取締役)を兼任していますが、合理的な範囲にとどまっています。社内役員・社外役員ともに取締役会への出席率はほぼ100%であり、その他の会議への出席など必要な時間・労力を業務に振り向けています。

取締役及び監査役の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じて毎年開示を行っております。

## 【補充原則4-11-3】

取締役会は、2016年より取締役会全体が適切に機能しているかの実効性について分析及び評価を行っております。

2018年度も取締役会評価を実施しましたが、その結果、当社の取締役会は実効性が確保できていることを2019年5月15日の取締役会で確認しました。

主な評価結果は以下の通りです。

#### (評価プロセス)

当社においては、取締役及び監査役に対するアンケートとインタビューを実施し、調査結果の集計・分析を第三者機関に依頼しております。2018

年度においては、全取締役及び監査役13名に加えて、主要事業子会社3社の社長についてもアンケート及びインタビューを実施することにより、グループガバナンスに重きを置いた評価を行っております。

評価項目の大項目は「ガバナンス体制・仕組み、 取締役会の役割・責務、 取締役会の構成及び運営、 取締役会における審議の活性化、 経営の監督・経営陣との関係、 リスク把握、 ステークホルダーとの関係」になります。

この分析結果を基に、取締役会において、多面的な視点で、取締役会の体制・構成・運営などの状況について評価を行いました。

#### (2018年度における課題への対応)

2017年度の評価結果を踏まえた2018年度に解決すべき課題として、「長期的経営の方向性と計画の深化」と「取締役の報酬体系の見直し」の二つをあげました。

「長期的経営の方向性と計画の深化」の課題に対しては、取締役会において多くの議論を行うことにより、方向性と計画の深化を進めてきました。その中で、2017年5月に策定した中期経営計画についても再度の見直しを行い、2024年3月までの5か年の新中期経営計画として取りまとめ、2019年4月に再スタートするなどの成果につなげてきました。

また、「取締役の報酬体系の見直し」の課題に対しては、指名・報酬委員会において継続的に検討を行っており、2018年度において取締役の株式報酬制度の一部改定を行い、3年間の更新が行われております。併せて、「指名」についても指名方針の考え方等の共有をするべく取組みが行われました。

これらの課題については、引き続き議論を深めていく必要があるものの、課題への対応を適切に進めることが出来ました。 また、課題が見受けられたその他の項目についても、全社的な改善活動を実施した成果が見られております。

#### (2018年度評価結果及び今後の対応)

総じて、2018年度の取締役会の実効性評価結果は前年度評価より高く、着実に改善が進んでいることが確認できました。大項目別では、「取締役会の構成及び運営」及び「取締役会における審議の活性化」の評価が高く、前述の通り、前年に指摘された課題への対応等により改善が進んでおります。今後とも、継続した改善活動を行うことにより、その改善を図ってまいります。

一方で、「経営の監督・経営陣との関係」の評価が相対的に低く、具体的には、「取締役の選解任・後継者計画」に課題があげられております。 引き続き、「後継者育成を中心とした人材育成のための仕組みの構築」を課題として認識し、この課題に対する議論を指名・報酬委員会を中心に 進め、適宜、取締役会と共有することにより実効性を高める施策を進めてまいります。

また、これに加えて、今回抽出されたもう一つの課題である「社会への提供価値」についても重要な課題と認識し、取締役会等での議論を重ね、より一層、社会への提供価値を経営に組み込んでいく予定です。

当社は、今後も、取締役会の実効性向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

#### 【補充原則4-14-2】

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を適宜実施することを基本方針としており、主な内容は次の通りです。

- ・取締役または監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンス等についての専門家による講義や研修を行い、就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に実施しています。
- ・上記に加えて、独立社外取締役および独立社外監査役が新たに就任する際には、当社の事業内容および経営環境の説明や主要拠点等の視察を実施しています。
- ・独立社外取締役および独立社外監査役に対し、当社の経営課題等について、必要な情報提供を行うとともに、業務執行に係る社内会議への出席等を通じて、当社の事業などの知識を習得できる機会を提供しています。

## 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主から対話の申込みに対しては、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ、前向きに対応します。なお、決算発表(第2四半期決算・期末決算)において、アナリスト・機関投資家向けに社長・財務担当役員等を説明者として定期的に説明会を開催しています。また、第1・3四半期を含む決算発表のほか、必要に応じてスモールミーティングを開催しています。海外投資家向けに定期的に説明会を開催することを基本としています。尚、これらの情報については、フェアディスクロージャールールの観点から、ホームページへの掲載をタイムリーに行うようにしております。

当社は、社長、財務担当役員等が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開しており、その方針として以下を定めています。

- ( )財務担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しています。
- ( )当社は、情報の収集及び管理、開示を統括する情報管理責任者を設置し、担当部署が関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っています。
- ( ) 当社は、決算説明会などの開催や、事業報告書・アニュアルレポートの発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めています。
- ( )経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、取締役会へ報告します。
- ( )当社では決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオドを設定し、この期間中の決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただいています。また、社内では内部者情報管理規程にて情報の統括管理を実施し、インサイダー情報の管理に努めています。

# 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サンデン取引先持株会	1,661,605	5.92
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	1,645,300	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,391,200	4.96
株式会社みずほ銀行	1,017,622	3.63
株式会社群馬銀行	1,017,540	3.63
大同生命保険株式会社	694,200	2.47
サンデン従業員持株会	630,600	2.25

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	601,200	2.14
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	585,599	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	477,900	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明

上記大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況で記載しております。

2019年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年1月15日現在、フィデリティ投信株式会社が1,856,800株(保有割合6.62%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2018年11月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2018年11月12日現在、三菱UFJ信託銀行株式会社が1,053,600株(保有割合3.75%)、三菱UFJ国際投信株式会社が93,600株(保有割合0.33%)、エム・ユー投資顧問株式会社が50,000株(保有割合0.18%)の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2018年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2018年7月31日現在、株式会社みずほ銀行が1,017,622株(保有割合3.63%)、アセットマネジメントOne株式会社が857,400株(保有割合3.05%)の株式を所有している旨が記載されているものの、アセットマネジメントOne株式会社につき、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2018年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2018年5月31日現在、野村證券株式会社が107,536株(保有割合0.01%)、NOMURA INTERNATIONAL PLCが123,400株(保有割合0.44%)、野村アセットマネジメント株式会社が1,032,700株(保有割合3.67%)、の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
1121-4017 131	

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

# 会社との関係(1) <sup>更新</sup>

氏名	属性	会社との関係( )										
<b>K</b>	<b>月</b> 11年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
尾﨑 英外	他の会社の出身者											
木村 尚敬	他の会社の出身者											
牛山 雄造	他の会社の出身者											

### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他



氏名 独立 役員 適合項目に関する補足説明	選任の理由
--------------------------	-------

尾﨑 英外		尾崎英外氏は自動車会社、損害保険会社等における幅広い企業経営の経験から、経営戦略・経営管理において高い見識・能力を有しております。株主視点から経営に関する多くの助言を行うほか、2017年8月に設置した当社の指名・報酬委員会の委員長として貢献してきました。同氏には、会社経営に対する知見や豊富な経験のもと当社グループの一層の経営透明性確保に貢献することを期待するとともに、取締役としての意思決定を通して、当社グループの事業活動に対する監督ができるものと判断し、当社社外取締役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
木村 尚敬	木村尚敬氏は、株式会社経営共創基盤のパートナー/取締役マネージングディレクターであり、同社と当社との間には業務委託に関する取引関係がありますが、その取引額は双方において連結売上高の1%未満です。	木村尚敬氏は企業経営の経験に加え、事業戦略・経営管理体制構築に通じており、ガパナンス体制強化についても豊富な見識・能力を有しております。2017年に当社の社外取締役に就任してからは、当社の経営基盤強化やガバナンス強化および次世代経営人材の育成等について多くの助言を行ってきました。同氏には、会社経営者および経営コンサルタントとしての豊富な経営指導経験のもと、当社グループの一層のガバナンス強化を期待するとともに、取締役としての意思決定を通して、当社グループの事業活動に対する監督ができるものと判断し、当社社外取締役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
牛山 雄造		牛山雄造氏は、自動車業界における幅広い企業経営の経験を有し、海外戦略企画・海外営業・生産管理の分野において高い見識・能力を有しております。特に2010年からは株式会社東海理化電機製作所の代表取締役社長として、リーマンショック後の経営の立て直しおよび事業成長を成し遂げております。同氏には、当社グループの自動車事業の構造改革を進めるにあたって、また新中期経営計画を推進する上で多くの助言を期待するとともに、取締役として当社グループの的確な意思決定や監督ができるものと判断し、当社社外取締役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたします。

# 指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取 締役

## 補足説明

取締役の人事、報酬の透明性の向上のため、指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役3名を含む5名の委員で構成されており、会社の業績等を踏まえ客観的視点から審議を行い、その結果を取締役会に提言しています。また、議長は社外取締役から選任することとしています。

## 【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人は会計監査や四半期レビューの報告等を通じて監査役と情報交換し、監査役会には年5回出席しています。また、経営管理本部に内部監査を担当する監査部を設置し、企業集団の経営管理状況、内部監査結果、リスク管理状況について、常勤監査役との月次連絡会議及び監査役会で報告しています。会計監査人は、内部監査を担当する経営管理本部と監査活動を通じ日常的に緊密なコミュニケーションを取っており、十分な連携を確保しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性		会社との関係( )											
<b>戊</b> 苷	# <del>s</del> i±	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k	L	m
四方 浩	他の会社の出身者													
湯本 一郎	他の会社の出身者													
松木 和道	他の会社の出身者													

## 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

# 会社との関係(2)<sup>更新</sup>

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
四方 浩			日本銀行及び株式会社群馬銀行における長年 の経験と実績を有しており、監査役として適切 な監査、助言等が期待できるため当社社外監 査役として選任しています。
湯本 一郎		湯本一郎氏は、2006年6月まで当社の主要な取引金融機関である株式会 社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の常務執行役員でしたが、退任後13年が経過しています。	金融業における企業経営に携わったのち、製造業において10年にわたり企業経営に携わった実績を有しており、監査役として適切な監査、助言等が期待できるため当社社外監査役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

総合商社における長年にわたる企業法務の豊富な知見と経験、また製造業における企業経営に携わった実績を有しており、監査役として適切な監査、助言等が期待できるため当社社外監査役として選任しています。また、同氏は当社の定める「社外役員独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性は、当社が定める「社外役員独立性基準」に基き判断し、独立性の要件を満たしている社外取締役及び社外監査役の全員を 独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大意識を高めることを目的として、2015年度に業績連動型株式報酬 (役員報酬BIP信託)を導入し、2018年6月21開催の定時株主総会において本制度を一部改定のうえ更新いたしました。

取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成され、株式報酬は、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて交付されるものであり、健全なインセンティブとして機能するよう設定されています。

#### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬及び監査役報酬につき、それぞれ有価証券報告書及び事業報告で社内及び社外の別に支払った報酬額の総額について開示しています。有価証券報告書及び事業報告は当社ホームページに掲載し公衆縦覧に供しています。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬(固定)、b.短期業績連動報酬(賞与)c.業績連動型株式報酬で構成し、監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。

- a.取締役の基本報酬(固定)については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果なども参考に、役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。
- b.取締役の短期業績連動報酬(賞与)については、連結業績に応じて決定します。
- c.取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託(役員報酬BIP信託)の仕組みを用い、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて交付を行います。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 史新

1.社外取締役のサポート体制 総務法務本部に社外取締役のスタッフを配置しています。 社外取締役は、取締役会に出席するほか、経営会議、経営幹部会、主要な戦略会議等への出席、工場視察、社内報等を通じて積極的な情報 収集を行っています。取締役会の開催前には、社外取締役に対して議案の事前説明を行っています。

#### 2. 社外監査役のサポート体制

経営管理本部に監査役スタッフを配置しています。監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとで、監査役会の事務局(監査役会の年間スケジュール案作成・監査役会議案に関する情報収集)及び監査役監査の補助を行っています。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席するほか、経営会議、経営幹部会への出席、経営トップとの情報交換、工場視察、社内報等を通じて積極的な情報収集を行っています。また、経営管理本部より定期的に情報伝達を行っています。取締役会の開催前には、社外監査役に対して議案の事前説明を行っています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

## 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

### その他の事項

当社の元代表取締役社長等が、現在相談役・顧問等の何等かの役職についているという実態はございません。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### 現状の体制の概要

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役・監査役会、会計監査人を設置しています。

取締役会を構成する取締役の人数は9名で、そのうち3名を社外取締役としており、3分の1を社外取締役とする体制をとっております。この体制により、経営者の説明責任を担保するとともに、監督機能の強化およびガバナンスの客観性・独立性の確保が期待されています。

監査役の人数は4名そのうち3名が社外監査役です。当社は、経営監視機能の強化等を目的として、「社外役員独立性基準」を定め、開示するとともに、その基準に基づいて、社外役員6名のうち5名を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役の任期を1年とすることにより、経営の透明性を確保し環境変化に迅速に対応できる体制とするとともに、執行役員制度の導入により業務執行と監督機能を分離することで、業務執行機能の強化及び経営の効率化を図っております。

さらに、コンプライアンスやリスク管理に関する重要な問題を経営会議及び取締役会で適時に審議し、また内部通報制度として社内外に通報・相 談窓口を設置すること等により、法令遵守体制及びリスク管理体制の整備・強化に努めています。

現在の体制は、当社の業態・業歴・企業文化等の実情に鑑み、当社グループのガバナンスのあり方としてふさわしいと判断しています。

### 2.業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス

当社は、業務執行における意思決定の機関として常務会を設置し、業務執行における意思決定の妥当性確保に努めています。

また、取締役会決議に係る事項等に関しては、社外取締役と監査役も出席する経営会議での十分な議論を踏まえたうえで、取締役会での決議を行い、多様な意見を取り入れることにより、その意思決定における経営者の説明責任の確保を行うとともに、監督機能の強化を図っております。 取締役の選任やその報酬の決定に当たっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しております。

## 3.経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮するとともに、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、審議の上、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しており、その内容は以下の通りです。

#### (1)報酬決定の方針

取締役の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬(固定)、b.短期業績連動報酬(賞与)c.業績連動型株式報酬で構成し、監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。

- (a)取締役の基本報酬(固定)については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果なども参考に、役位、職務などを勘案し、相応な 余額とします
- (b)取締役の短期業績連動報酬(賞与)については、連結業績に応じて決定します。
- (c)取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託(役員報酬BIP信託)の仕組みを用い、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて交付を行います。

## (2)報酬決定の手続

取締役の報酬の決定にあたっては、指名・報酬委員会において審議し、その提言に基づき、取締役会において審議し決定しています。また、取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内とします。

#### 4.経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、独立社外取締役3名を含む取締役5名で組織する指名・報酬委員会(委員長は独立社外取締役)を設置し、その提言に基づき、取締役会において、指名に関する方針及び手続を審議し決定しています。

経営陣幹部の選解任、取締役候補の指名においては、企業活動のグローバル化等を踏まえた人材の多様性と、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮し、社外取締役候補については、これに加えて客観性や当社からの実質的な独立性が確保されているとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するために必要な高い専門性並びに幅広い経験及び見識等の十分な資質を備えている人材を指名することとしています。監査役候補については、客観性、中立性の観点から実効的な監査を行うために必要な資質を備えている人材を指名することとしています。選解任・指名の手続は、取締役候補の選定にあたっては、指名・報酬委員会で審議の上、その提言に基づき、取締役会に

おいて審議し決定しています。監査役候補者の選定にあたっては、監査役会の同意を経たうえで、取締役会にて審議し決定しています。

#### 5. 監査役監査の基準と手続

監査役監査については、監査役会を定例的に開催し、監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、その遵法性と適正性とを協議し、コーポレート・ガバナンスが有効に機能しているか経営を監視しています。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、管理本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な文書を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また、いわゆる内部統制システムの状況を監視及び検証しています。

#### 6. 監査役の機能強化に関する取組状況

当社における社外監査役は、客観性、中立性の観点から実効的な監査を行い経営の適法性と適正性を確保する役割と機能を有しています。当社社外監査役は金融機関出身者を含んでおり、財務・会計に関する適切な知見を含む高い専門知識や豊富な経験を有しています。

#### 7. 責任限定契約

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づ〈損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

#### 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社を選択していますが、現在の体制は、当社の業態・業歴・企業文化等の実状に鑑み、コーポレート・ガバナンスの実効性を十分に発揮できる体制であると考えています。

一方、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化のために、以下の施策を行っております。

1)執行役員制度の導入(1999年4月)

経営における意思決定・監督機能と業務執行機能の明確な分離により、意思決定及び業務執行の迅速化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化を行いました。

2)指名・報酬委員会の設置(2017年8月)

取締役の選任やその報酬の決定に当たって、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保するために、任意の指名・報酬委員会を設置しました。

3)取締役の3分の1以上の社外取締役を選任(2018年6月より)

取締役会の監督機能を強化することで、経営者の説明責任を担保するとともに、意思決定において多様な意見を取り入れることを目指しています。

# 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知に記載する情報を招集通知を発送するまでの間にTDnet及び当社ホームページにおいて公表しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話を使用してインターネット経由にて議決権を行使できる環境を整備 しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社「C」が運営する機関投資家向け議決権電子行使ブラットフォームを導入し、議 決権行使につき、機関投資家が十分な検討を行うことができる環境を整備しています。
招集通知(要約)の英文での提供	主に外国人株主の議決権行使を促進するため英文の招集通知(要約)を作成し、東京証券取引所及び当社の各ホームページに掲載しています。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、ビジュアル化や議事進行の工夫、 招集通知(和文·英文)の当社ホームページへの掲載など各種施策を実施しています。

# 2.IRに関する活動状況<sup>更新</sup>

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本国内のアナリスト・機関投資家の方に決算内容及び経営概況をご理解頂 〈ことを目的として、毎年5月の年度決算発表及び11月の第二四半期決算発 表後の年2回説明会を開催しているほか、主要な投資家に対して個別に説明 しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家の方に決算内容及び経営概況をご理解いただ〈ことを目的 として、米国及び欧州において定期的に説明会を実施することを基本方針とし ています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家・株主の方に当社の現状をご理解いただくことを目的として、ホームページには決算短信、有価証券報告書、ファクトブック、株主総会招集通知、事業報告書、アニュアルレポート、CSR報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、決算説明会資料等を掲載しています。 IRに関する情報は、https://www.sanden.co.jp/ir/index.htmlでご覧いただけます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは財務経理本部が主管しています。財務担当役員を株主の皆様との対話を 統括する経営陣として指定しています。	

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	企業理念において、「ステークホルダーに対する基本姿勢」を、「お客様、社員、株主・投資家、地域社会、取引先」ごとに明示するとともに、「理念ハンドブック」をグループ従業員に配布して周知徹底を図っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境については、2003年に開所した群馬県前橋市にある「産業と自然との共生」をコンセプトとした赤城事業所・サンデンフォレストを「サンデンの環境の発信拠点」と位置づけ、企業理念のもと環境憲章・経営方針を定め、事業を行っています。 日本国内外の事業所・関係会社は、ISO14001に基づく環境管理システムの認証を取得することとし、環境保全活動に取り組んでいます。 当社はCSRについて、2005年度からCSR報告書を発行しており、「サンデンのCSRは企業理念の実践」と位置づけ積極的に取り組んでいます。

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供は、企業理念に基づく各ステークホルダーに対する基本姿勢に従い、各部門の業務執行のレベルで積極的に実施しています。さらに、総務法務本部広報CSR部がステークホルダーの皆様と双方向コミュニケーションを実施するとともに、開示内容の充実及び会社情報の定期報告を継続してまいります。
その他	当社はダイバーシティ活動を加速させるため、2014年12月に「サンデン ダイバーシティ活動宣言」を行いました。当社は、女性管理職の比率を2014年時点に対し、2020年までに3倍、2030年までに5倍を目標に女性の活躍を推進しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社及びグループ各社から成る企業集団の経営に関する管理・監督機能を担う持株会社として、以下のとおりグループ経営管理体制を整備します。

1 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令等遵守(以下、「コンプライアンス」という。)を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのコンプライアンス管理を明確化し、その徹底を図るため、以下のような体制を構築します。

- (1)コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務法務本部を主管部門として定め、コンプライアンスに関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (2)グループ各社にコンプライアンス責任者及び推進担当者を選任し、コンプライアンスの徹底に取り組みます。
- (3)コンプライアンスの内容は、「理念ハンドブック」に定め、総務法務本部は役員・従業員に対し適時階層別コンプライアンス教育を実施します。
- (4)コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務法務本部に報告する体制を構築します。また従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合に対応して、内部通報制度として社内外にホットラインを設置します。
- (5)コンプライアンスの徹底のための取り組みの状況については、取締役会及び監査役会に定期的に報告します。
- (6) 当社は内部監査部門を設置し、内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査します。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書及び電磁的記録の保存及び管理を徹底するため、規程において明確化し、以下のような体制を構築します。

- (1)文書および電磁的記録の管理は総務法務本部を主管部門とし、それぞれ部門別に文書管理責任者及びITセキュリティ管理責任者を配置し、文書及び電磁的記録の作成・保管・廃棄に至る管理を行います。
- (2)文書又は電磁的記録の保存及び管理は、取締役及び監査役が必要に応じ閲覧できる状態で行います。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、規程においてグループのリスク管理体制を明確化し、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (1)経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを統合的に把握し、リスク管理を徹底するため、経営管理本部を主管部門とします。
- (2)各社のリスク管理については、各社にリスク管理責任者及び担当者を選任し、定期的なリスク評価とリスクのコントロール等、平時の予防体制を整備します。
- (3)規程に基づき、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、重要なリスク管理の問題については、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (4)危機管理については、総務法務本部を主管部門とし、危機管理体制を整備します。
- (5)内部監査部門はリスク管理体制の有効性を監査し、取締役会、監査役会、経営会議等へ報告します。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役会の意思決定の妥当性と透明性の向上を図るため、社外取締役を複数名設置します。
- (2)取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会は執行役員に権限移譲を行い、迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進しま す。
- (3)ビジョン実現のための経営の最重要ツールとして中期経営計画、年度経営計画を位置づけ、全社経営品質改革(STQM)に基づき計画の目標設定と活動体系を定め、執行役員に役割を分担させ、効率的な業務執行ができる体制とします。
- (4)さらに、仕事の見直し、「「化等を通じ、常に業務執行の効率化を推進します。
- 5 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループを統括する持株会社として、当社及びグループ各社における経営管理の各種基本方針を定め、その徹底を図るため以下のような体制を構築します。

- (1)当社は、グループ会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し、当社グループ共通の「理念ハンドブック」 の配付、内部通報制度を構築するなど、当社と同様の取り組みを実施します。
- (2)当社は、グループ会社管理を徹底するため、各社に役員を派遣するとともに、経営管理本部を主管部門として定め、関係会社管理に関する重要な問題は、経営会議・取締役会で審議し、決定します。
- (3)当社の本部長、国内外グループ各社の社長は、各社、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立及び運用の責任と権限を有します。
- (4)グループ会社における決裁権限は、決裁規程及び関係会社管理規程により定め、事業運営に関する重要事項について情報交換および協議 を行います。
- (5)財務報告に係る内部統制を整備し、財務報告の適正と信頼性を確保します。
- (6)内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長及び各責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導·助言を行います。
- 6 監査役の職務を補助すべき従業員及びその独立性に関する事項
- (1)取締役は、監査役の求めにより、監査の実効性を高めかつ監査職務を円滑に遂行するための適切な従業員を監査役スタッフとして配置します。
- 、 (2)監査役及び監査役会の事務局は、経営管理本部に設置します。
- (3)監査役は監査役スタッフの指揮命令権を有し、監査役スタッフは監査役監査に必要な情報を収集する権限を有します。
- (4)監査役スタッフは監査役補助職務以外の職務を兼任し、監査役補助職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その異動・人事評価・懲戒処分については監査役と協議します。
- 7 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1)取締役、執行役員及び従業員(グループ会社を含む)は、監査役に対して経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況その他経営上の重要な 事項を定期的に報告します。
- (2)取締役、執行役員及び従業員(グループ会社を含む)は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部通報制度に基づき通報された事実その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告します。

- (3)当社は、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう、予防体制を整備します。
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
- (2)監査役は、内部監査部門及び子会社の監査役と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図ります。
- (3)監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。

# 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス及び企業の社会的責任の観点から反社会的勢力の排除が必要不可欠であることを認識し、次のとおり反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を定めています。

反社会的勢力排除に向けた基本方針「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。」

上記基本方針を推進するに当たり、総務法務本部を主管部門として警察、弁護士等の関係機関との緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力とはいかなる場合においても取引関係、金品の授受その他一切の関係をもたないものとし、不当要求に対しては、従業員の安全を確保しつつ、全社的に対応することとしています。

#### (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、社員の行動規範として反社会的勢力との対決について明記し、総務法務本部を主管部門として定め、反社会的勢力排除に向け全社的に取り組んでいます。

平素から警察、弁護士と緊密に連携しているほか、地域の外部専門機関(暴力追放運動推進センター、群馬県企業防衛対策協議会)を活用し 情報収集等を行っています。

社員に対しては反社会的勢力排除に向けた階層別研修を実施しています。

有事においては必要な情報が速やかに主管部門及び担当役員に報告され、速やかに適切に対応する体制を構築しています。

#### 1.買収防衛策の導入の有無

#### 買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主・投資家の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っており、ステークホルダーとの相互関係が当社の企業価値の源泉の重要な構成要素となっております。

従いまして、当社はステークホルダーとの信頼関係の構築・強化に努め、社会・環境・経済の全ての面においてバランスの取れた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社は上場会社であるため、当社に対して投資していただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、その意思により当社の経営を当社経営陣に委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国資本市場における大規模な買付等の中には、株主及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案するための情報や充分な時間が提供されずに、突如として株式の大量の買付行為が強行されるものも見受けられます。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断いたします。

当社は、2017年6月22日開催の当社第91期定時株主総会において、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして導入・継続した、当社株式の大量取得行為に関する対応策の継続について、株主の皆様にご承認いただいております。

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、企業理念等において次のとおり定め、会社情報の適時適切な開示の徹底を図っています。

「会社を成長させ企業価値を高めるとともに、経営の透明性向上により、株主・投資家の信頼と期待に応えます。」

「当社は、株主・投資家に対して経営情報を積極的かつ的確に開示し、経営の透明性を高めます。」

当社の開示体制と開示手続の概要は次のとおりです。

#### 1 開示体制

当社は、適時開示の徹底を図るため、総務法務本部を全社情報に関する開示担当部署と定め、総務法務本部長を情報取扱責任者としています。また、経営戦略本部・経営管理本部・財務経理本部・総務法務本部・人事本部・CSE本部を各担当業務に関する開示担当部署として定めています。グループ会社に関する情報については、経営管理本部が開示担当部署となっています。

また、総務法務本部長はインサイダー取引防止のための社内規程において内部情報管理責任者となっており、会社情報の収集・管理・開示等が一元的になされる体制をとっています。

#### 2 開示手続

当社グループの決定事実、発生事実、決算情報等は、開示担当部署において集約・審査・検討等を行います。これらのうち開示が必要な情報については、経営会議での審議又は経営会議への報告を要するものとしています。開示が必要な情報はすべて情報取扱責任者に伝達され、情報取扱責任者による確認の後、当該開示担当部署の責任者が適時適切に開示を行うこととしています。

# コーポレート・ガバナンス体制の概要



